

所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなります。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。

【算定条件】

- 1 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。※肺炎・または尿路感染症の者に関しては検査を実施した場合に限る。
- 2 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - 肺炎
 - 尿路感染症
 - 带状疱疹
 - 蜂窩織炎
 - 慢性心不全の憎悪
- 4 算定する場合にあつては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 5 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 6 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【令和5年度算定実績】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	11	6	8	10	14	12	9	3	6	4	5	3	91
日数	83	41	50	40	67	55	44	19	38	16	15	9	477